

第1回自律移動支援に係るセキュリティポリシー検討専門委員会  
議事概要

1. 日 時：2006年2月10日(金) 10:00～12:00
2. 場 所：国土交通省3号館10階 共用大会議室

3. 議事次第

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 委員長あいさつ
4. 議事
  - (1) 委員会の目的
  - (2) 自律移動支援システムについて (デモ)
  - (3) 主体間の責任分担の考え方
  - (4) リスク・課題の抽出
5. その他
6. 閉会

4. 議 事

(1) 検討の進め方について

- ・ 自律移動支援システムにはいろいろな要素があるが、95%は既存の情報システムの情報・セキュリティ論と同一。本委員会では、「道路や公共物理空間に、タグやマーカを設置する」といった本システムに特徴的なことを議論すべき。
- ・ 本システムは「インフラ」であり、利用目的も多様で、当初の目的と違う目的で使われたり、時間が経つにつれ目的が変わったりすることや、主体の広がりがある点も考慮すべき。
- ・ 後から重大なリスクの漏れがあると大きな問題になるため、リスクの抽出がきわめて重要である。リスクに関してどう思うか、国民から広く意見を聞くという方法もある。
- ・ 悪意を持った人がいるという前提での対策が必要。
- ・ 実証実験は示唆に富んでいる。関係者が参加するブレインストーミングをする等のリスク抽出が必要ではないか。
- ・ 利用者に安心して使っていただくために、色々な人の意見を聞いて欲しい。公共交通機関との連携も考慮して欲しい。
- ・ 利用者からの信頼性確保が重要である。そのためには、完成段階のパブコメではなく、事前から国民の意見を広く集めるという姿勢が重要である。
- ・ 実証実験のアンケートで、セキュリティに関する意見も聞くようにしたい。
- ・ 技術的に対策すべきことと、制度的に対策すべきことがある。技術検討WGとの連携が必要。
- ・ 経済産業省で開発した機器を国土交通省のインフラの中で使うことは大切。引き続き一緒にやっていきたい。

## (2) 実証実験から得られる示唆について

- ・ 神戸の実証実験では、お店の観光案内シールのマーカがはがされるケースがあった。また、一つのマーカに、複数の情報提供者が複数の情報を発信することもある。
- ・ 場所誘導のようなシビアなものには偽造されやすいマーカは使うべきでないなど、内容のシビアさと手段・対策の整理が必要。
- ・ 情報の更新頻度など、情報の質を考慮する必要がある。
- ・ 緊急情報提供等について積雪があるときに利用できるか、また、システムがダウンして利用できない時に、そのことをどう利用者に伝えるか、の検討が必要。街角情報ステーションは、緊急時にどういう情報を出すのか、内容を精査すべき。
- ・ 利用者の属性に応じた情報が必要。障害者といっても多様である（視覚障害の程度や身体能力と歩行スピードなど）。この点の考慮も必要。
- ・ 地下街の実験で、乱反射で違う無線マーカの情報を拾うという障害が起きたことがある。第三者の攻撃も考えられる（横から違うマーカで攻撃）。uID センター接続時にはじく、コンテンツダウンロード時にはじく等、どのような対策をとるべきか検討が必要。
- ・ QR コードのコピー等による「情報ジャック」を懸念している。実験期間中は情報提供会社に誤ったものが貼られていないか定期的チェックを義務付けている。しかし普及するとそれもむずかしくなる。このような場合に、責任がどこで切れるか検討が必要である。

## (3) 想定されるリスクについて

- ・ 個人が特定できない場合でも蓄積されたときにリスクが生じる。またセンサー等の情報についても留意が必要。このような直接個人が特定できない情報の扱いについて検討が必要。
- ・ センサー情報についてはプライバシー情報のひとつとして扱うべき。
- ・ 国民は、個人の行動履歴情報が残ってしまうことへの不安、どこかに蓄積されて使われることへの不安がある。個人の行動を積分できないような技術的対策が必要。
- ・ ログ情報についても考慮が必要。どのくらいの期間で消すべきかというルールが必要。個人情報DBや個人情報ファイルの該当要件も考慮して保存期間も検討すべき。
- ・ 電子情報は電子署名で真正性を確保できる。ただ、バーコードをコピーされてしまう場合など、物理的な面での対策が不明確である。

## (4) 主体と責任分担について

- ・ 個人情報保護関連五法は、個人情報の管理主体によって法律の義務規定の適用関係が異なる。管理主体による違いについて考慮が必要
- ・ 詳細なリスクを制度で全てカバーするのは無理。最終的には誰が責任を持つかの政策判断が必要。
- ・ 利用者の情報をどこで持って、どこで管理すべきか検討が必要。
- ・ 電波を発信するマーカが物理的に存在するため、利用者はマーカ設置者が情報提供者と誤ってしてしまう。マーカ設置者の情報内容に関する責任範囲の検討が必要。

#### (5) 成果のとりまとめについて

- ・ 既存の道交法等の法制度がどこまで適用可能か、本システムについて上乗せ規制が必要かどうかといった観点での整理が必要。
- ・ 情報は盗んでも直接処罰の対象にはならない。このような事象に対して既存の法制度が有効か、あるいは新たに法的に対応すべきか検討が必要。技術での対策（アクセル）と法律での対策（ブレーキ）の均整をうまくとることも重要。
- ・ 検討の結果、ガイドラインや技術的対策では対応が不足しているという点があれば、法制度整備を行う等の提言を最終的に行いたい。

#### (6) 本システムへの理解促進について

- ・ 100%安全なシステムはなく、関係者にどれだけリスクを説明するかという「リスクコミュニケーション」の視点が重要。その上で、受けられるサービスを利用者に選択してもらう、という方法もある。リスクとサービスのバランス確保が重要。
- ・ 普及してくると利用者がどの情報が正しいかを識別するための、ある種の情報リテラシー教育が必要になるかも知れない。
- ・ 情報開示を十分に行うことを前提に自己責任の考えも持ってもらう必要がある。

#### (7) その他の課題について

- ・ 現在の社会通念で責任分担を決めて良いのか？システムを普及させるという観点からも制度設計を検討すべき。
- ・ 情報の財産性という観点についても考慮すべき。
- ・ リスクが顕在化したときの保障のルールについても検討が必要。

#### (8) 今後の進め方について

- ・ 利用者の意見が重要。利用者のサービスニーズに含め、意見を聴取していきたい。
- ・ 今回の検討は、リスクとサービスのバランス、責任分担など、多様な面を含んでおり、柔軟に検討していくことが重要である。最終的にはガイドラインに落とし込んでいきたい。

以 上